国債系オペにおける決済代行者および臨時決済代行者の 2009年度定例承認について

1.はじめに

日本銀行では、次のスケジュールで、国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペおよび国債売現先(国債補完供給)(以下これらを「国債系オペ^(注1)」と総称します)の2009年度対象先公募においてその対象先となった先が、国債系オペに関する決済を委託する決済代行者および臨時決済代行者^(注2)の2009年度定例承認を行うこととしました^(注3)。

- (注1) 国債系オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ(http://www.boj.or.jp/)に掲載している次の資料をご覧下さい。
 - ・「国債買入オペの取引概要」(2009年3月25日)
 - ・「国庫短期証券売買オペの取引概要」(2009年2月9日)
 - ・「国債現先オペの取引概要」(2009年2月20日)
 - ・「国債売現先(国債補完供給)の取引概要」(2009年2月20日)
 - ・「国債系オペにおける国債決済未了時の措置について」(2005年5月20日)
- (注2)決済代行者が障害等の発生により委託を受けた決済を行うことができない場合に、一時的な決済の委託を受ける金融機関をいいます。以下同じです。なお、臨時決済代行者との決済は書面取引となります。
- (注3)決済代行者および臨時決済代行者の承認は、定例承認の期間を除き、随時行っています(以下「随時承認」といいます)。

公募スケジュール

申出受付開始日	2009年7月2日
申出受付締切日	2009年7月24日午後3時
承認結果の通知	2009年8月下旬以降の予定
承認先との取引	選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始

2. 決済代行者および臨時決済代行者の承認

決済代行者および臨時決済代行者は、「国債系オペにおける決済代行者および臨時決済代行者の定例承認基準・手続」(別紙)に基づき承認します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して承認を行うこと、または承認された決済代行者および臨時決済代行者の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以上

< 照会先 >

日本銀行金融市場局金融市場企画担当 中村(03-3277-1361) 寺山(03-3277-1277)

国債系オペにおける決済代行者および臨時決済代行者の定例承認基準・手続

. 決済代行者の承認基準・手続

1. 決済代行者の数等

国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペおよび国債売現先(国債補完供給)(以下これらを「国債系オペ」と総称します)の対象先が、国債系オペに関する決済を委託できる決済代行者は1先とします。

また、国債系オペの対象先が複数の国債系オペ^(注)の対象先である場合には、 すべての国債系オペ^(注)に関する決済を同一の決済代行者に委託して下さい。

(注)国債整理基金が行う国債買入を含みます。

2.決済代行者としての役割等

金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、決済代行者および当該決済代 行者に決済を委託している国債系オペの対象先には、「適切に連携をとることによ り正確かつ迅速に事務を処理すること」を求めます。

決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該決済代行者および国債系オペの対象先に対して理由を示したうえで、当該決済代行者および国債系オペの対象先の双方に対して、次の措置を採ることがあります(注)。

(注)国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

- ・決済代行者に対する措置・・・・・・代行決済の停止、あるいは決済代行者 の承認取消
- ・国債系オペの対象先に対する措置・・・オファーの見送り、あるいは対象先か らの除外

ただし、個別の事情を勘案し、帰責事由がないと認められる者については、上

記の措置の対象外とします。

3.決済代行者としての必須基準

決済代行者は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1)日本銀行本店の当座預金取引先(注)であること。
 - (注)整理回収機構および預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除きます。
- (2)当座勘定取引および国債関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを 利用していること。
- (3)国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除きます)であること。
- (4)銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められていること。
- (5) 申出受付開始日直前の決算期末(中間決算期末を含みます。以下同じです) において、自己資本比率が以下の要件を満たすこと、または、申出受付開始日 直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率が以下の要件を満た すようになったと確認できること。

申出受付開始日直前の決算期末の自己資本比率が、申出受付締切日まで に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

申出受付締切日において初回の決算期末が到来していない先であって も、日本銀行に決算期末の自己資本比率を報告していた他の金融機関との 合併、当該他の金融機関からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関 からの会社分割による事業の全部承継を受けた先は申出が可能です。

<自己資本比率の要件>

国際統一基準適用先(外国銀行を含みます)については、自己資本比率 8%以上(単体自己資本比率および連結自己資本比率のうち監督官庁に提出しているすべての値について満たす必要があります)、国内基準適用先については同 4%以上(同)、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先については、設立根拠法、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

(6)申出受付開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた 情報に照らし、自己資本比率が実質的に(5)に定める自己資本比率を下回 るとみられるまたは流動性リスク管理が適切でないとみられる等信用力が 十分でないと認められる特段の事情がないこと。

決済代行者の承認後、決済代行者、または決済代行者として承認された先であって所要の約定を未締結の先に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該決済代行者から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、決済代行者の承認を取消すこと等があります(注)。

(注)国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

4. 申出

(1)申出の方法

国債系オペの対象先となることを希望する先(以下「希望先」といいます)および希望先から国債系オペに関する決済の委託を受けることを希望する金融機関(以下「決済代行希望者」といいます)は、連名により、別添1の申出書を提出して下さい。

申出書は決済代行希望者および希望先の何れから提出頂いても構いません。 申出書の受付時には、日本銀行金融市場局の受付印を押した申出書のコ ピーをお渡しします。

オペの種類 ^(注)	申出書	提出先・提出締切日時
国債売買オペ		
国庫短期証券売買オペ	<u>別添1</u>	金融市場局金融市場企画担当
国債現先オペ		(新館4F)
国債売現先(国債補完供給)		2009年7月24日 午後3時
国債整理基金が行う国債買入	(注)	「 I XOPJ

(注)希望先が国債整理基金が行う国債買入の対象先である場合には、別途届出を行って頂 く必要があります。届出の手続等は、日本銀行金融市場局金融市場企画担当にご照会 下さい。

(2) 申出に関する留意事項

申出にあたっては、以下の点にご留意下さい。

決済代行希望者について

- イ.決済代行希望者の数は1先として下さい。
- 口.希望先が対象先となることを希望するすべての国債系オペについて申出て下さい。その際、決済代行希望者は同一の金融機関とするとともに、決済代行希望者の決済を行う営業所等および国債に係る代行決済口座区分(自己口 または預り口 の別)も、同一の営業所等および代行決済口座区分とします。

自己資本比率について

- イ.申出受付締切日において、決済代行希望者が次の(イ)から(二)までの何れかに該当するときは、決済代行希望者は、何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、ロ.の資料を提出して下さい。
- (イ)申出受付締切日において初回の決算期末が到来していない先
- (ロ)申出受付開始日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先
- (ハ)申出受付開始日直前の決算期末の自己資本比率を、日本銀行に提出後、変更した先(変更後の自己資本比率を日本銀行に提出済の先を除きます)
- (二)(イ)から(八)までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根 拠資料その他の資料の提出を求めた先(資料の提出を求める場合には、日本 銀行から個別に取扱いをご連絡します)

口.提出資料

- (イ)日本銀行が指定する時点の自己資本比率(実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値)、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料
- (ロ)監督官庁に提出済の見込み値を提出する場合には、監督官庁への提出を証 する書面

決済代行者が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

- > 今回承認した決済代行者が、合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該決済代行者による代行決済について、日本銀行、当該決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、当該決済代行者による代行決済を停止することがありますので、予めご承知おき下さい。
- ▶ 上記の場合を含め、決済代行者として承認した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局金融市場企画担当に前広にご連絡下さい。

5. 承認方法

希望先が国債系オペの対象先として選定された場合に、3.の必須基準を満たし、かつ、2.の役割の遵守を確約した決済代行希望者を、希望先が対象先として選定された国債系オペにおける決済代行者として承認します(注)。

(注)国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

6. その他

(1)規則等の貸与

代行決済に係る規則等の借覧を希望される場合には、2009年7月3日から7月23日午後3時までの間、国債系オペの種類^(注)別に貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局金融市場企画担当にご照会下さい。なお、貸与した代行決済に係る規則等の転貸等は認めていませんので、希望先および決済代行希望者の双方が借覧を希望する場合には、個別にご照会下さい。

(注)国債整理基金が行う国債買入を含みます。

(2) 承認結果の通知

決済代行者の承認結果は決済代行希望者および希望先に通知します(原則として、申出書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します)。

. 臨時決済代行者の承認基準・手続

1. 臨時決済代行者の数等

国債系オペの対象先が、国債系オペに関する決済を委託できる臨時決済代行者は2先までとします。臨時決済代行者は、決済代行者が障害等の発生により決済を行うことができない場合に、一時的に国債系オペの決済の委託を受ける先であり、その代行決済は書面取引となります。

また、国債系オペの対象先が複数の国債系オペ^(注)の対象先である場合には、 すべての国債系オペ^(注)に関する決済を同一の臨時決済代行者に委託して下さい。

2. 臨時決済代行者としての役割等

(注)国債整理基金が行う国債買入を含みます。

金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、臨時決済代行者の承認を受けている国債系オペの対象先には、当該臨時決済代行者に正確かつ迅速に事務を処理させることを求めます(注)。

(注)決済代行者の承認の申出とは異なり、臨時決済代行者の承認の申出については、希望 先単独で申出書を提出して頂くため、国債系オペの対象先に求めるものです。

臨時決済代行者が正確かつ迅速に事務を処理したものと認め難い場合には、当該臨時決済代行者の承認を受けている国債系オペの対象先に対して理由を示したうえで、当該臨時決済代行者および国債系オペの対象先の双方に対して、次の措置を採ることがあります(注)。

(注)国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

- ・臨時決済代行者に対する措置・・・・・代行決済の停止、あるいは臨時決済代 行者の承認取消
- ・国債系オペの対象先に対する措置・・・オファーの見送り、あるいは対象先か らの除外

ただし、個別の事情を勘案し、帰責事由がないと認められる者については、上記の措置の対象外とします。

3. 臨時決済代行者としての必須基準

臨時決済代行者は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1)日本銀行本店の当座預金取引先^(注)であること。
 - (注)整理回収機構および預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)第 2 条第 13 項に規定する 承継銀行を除きます。
- (2)当座勘定取引および国債関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを 利用していること。
- (3)国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除きます)であること。
- (4)銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められていること。
- (5) 申出受付開始日直前の決算期末において、自己資本比率が以下の要件を満た すこと、または、申出受付開始日直前の決算期末以降の増資等の事情により、 自己資本比率が以下の要件を満たすようになったと確認できること。

申出受付開始日直前の決算期末の自己資本比率が、申出受付締切日まで に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

申出受付締切日において初回の決算期末が到来していない先であって も、日本銀行に決算期末の自己資本比率を報告していた他の金融機関との 合併、当該他の金融機関からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関 からの会社分割による事業の全部承継を受けた先については臨時決済代 行者とするための申出が可能です。

<自己資本比率の要件>

国際統一基準適用先(外国銀行を含みます)については、自己資本比率 8%以上(単体自己資本比率および連結自己資本比率のうち監督官庁に提出しているすべての値について満たす必要があります) 国内基準適用先については同 4%以上(同) 国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先については、設立根拠法、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

(6) 申出受付開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率が実質的に(5)に定める自己資本比率を下回るとみられるまたは流動性リスク管理が適切でないとみられる等信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

臨時決済代行者の承認後、臨時決済代行者に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該臨時決済代行者の承認を受けている国債系オペの対象先に対し、当該臨時決済代行者の自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料を提出させるよう求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、臨時決済代行者の承認を取消すこと等があります^(注)。

(注)国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

4. 申出

(1)申出の方法

希望先は、別添2の申出書を提出して下さい。

申出書の受付時には、日本銀行金融市場局の受付印を押した申出書のコピーをお渡しします。

オペの種類 ^(注)	申出書	提出先・ 提出締切日時
国債売買オペ		A=1+18-17
国庫短期証券売買オペ	DUTO	金融市場局金融市場企画担当
国債現先オペ	<u>別添2</u>	(新館4F)
国債売現先(国債補完供給)		2009年7月24日 午後3時
国債整理基金が行う国債買入	(注)	「反の中寸

(注)希望先が国債整理基金が行う国債買入の対象先である場合には、別途届出を行って頂 く必要があります。届出の手続等は、日本銀行金融市場局金融市場企画担当にご照会 下さい。

(2) 申出に関する留意事項

申出にあたっては、以下の点にご留意下さい。

臨時決済代行者について

イ.希望先は、申出書の内容および申出書を日本銀行に提出する旨を、臨時決済代 行者の承認を希望する金融機関から了承を得たうえで、申出書を提出して下さ L1

- 口.臨時決済代行者とすることを希望する金融機関の数は2先までとして下さい。 希望先が2先の臨時決済代行者の承認を希望する場合には、2先それ ぞれについて申出書を提出して下さい。
- 八.希望先が対象先となることを希望するすべての国債系オペについて申出て下さい。その際、臨時決済代行者とすることを希望する金融機関は同一の金融機関とするとともに、臨時決済代行者とすることを希望する金融機関の決済を行う営業所等および国債に係る代行決済口座区分(自己口 または預り口 の別)も、同一の営業所等および代行決済口座区分とします。

自己資本比率について

- イ.希望先は、申出受付締切日において、臨時決済代行者とすることを希望する金融機関が次の(イ)から(二)までの何れかに該当するときは、臨時決済代行者とすることを希望する金融機関に、何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、ロ.の資料を提出させて下さい。
- (イ) 申出受付締切日において初回の決算期末が到来していない先
- (ロ)申出受付開始日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先
- (ハ)申出受付開始日直前の決算期末の自己資本比率を、日本銀行に提出後、変更した先(変更後の自己資本比率を日本銀行に提出済の先を除きます)
- (二)(イ)から(八)までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根 拠資料その他の資料の提出を求めた先(資料の提出を求める場合には、日本 銀行から個別に取扱いをご連絡します)

口.提出資料

- (イ)日本銀行が指定する時点の自己資本比率(実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値)、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料
- (ロ) 監督官庁に提出済の見込み値を提出する場合には、監督官庁への提出を証 する書面

臨時決済代行者が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

- 今回承認した臨時決済代行者が、合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該臨時決済代行者による代行決済について、日本銀行、当該臨時決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、当該臨時決済代行者による代行決済を停止することがありますので、予めご承知おき下さい。
- ▶ 上記の場合を含め、臨時決済代行者として承認した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局金融市場企画担当に前広にご連絡下さい。

5. 承認方法

希望先が国債系オペの対象先として選定された場合に、3.の必須基準を満たし、かつ、希望先が2.の役割を遵守させることを確約した金融機関を、希望先が対象先として選定された国債系オペにおける臨時決済代行者として承認します(注)。

(注)国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

6. その他

(1)規則等の貸与

臨時決済代行者に適用する規則等は特にありません。

(2) 承認結果の通知

臨時決済代行者の承認結果は希望先に通知します(原則として、申出書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します)。

以 上

国債系オペにおける決済代行者の定例承認に係る申出書

す。 え、	以下同じて 下表の国債	(注1)(以下「甲」といいます。) は、下表の希望で 朝証券売買オペ、国債現先オペまたは国債売現先です)の対象先として選定された場合には、以下の 責系オペについて、(注2)(以下「 ことを希望します。	(国債補完供給)をいいま)1.および4.を確約のう			
確約		国債系オペの対象先として選定された場合には、『 甲が対象先として選定された国債系オペについて、 す。				
を行	う営業所がます。	責系オペにおける決済代行者として承認された場合等は(注3)とし、国債に係る代行決別 国債系オペの左欄に を記入。				
	甲が対象先	当頃ボイベの左欄に「を記べ。 となることを希望する国債系オペおよび乙を甲の を希望する国債系オペ)決済代行者			
		国債売買オペ				
	国庫短期証券売買オペ、国債現先オペ					
		国債売現先(国債補完供給)				
1.	「国債系オ	ぶこは、乙が甲の国債系オペにおける決済代行者と ・ペにおける決済代行者および臨時決済代行者の定 る役割を遵守します。				
		国債系オペにおける決済代行者および臨時決済代行	ī者の定例承認基準・手続 」			
	の .3.k	こ掲げる基準を満たしています。				
		本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、 ⁻ 「必要とする資料を速やかに提出します。	その算出根拠資料その他の			
平成	年月	月 日 ^(注5)				
		金融機	関等名(甲)			
		金融機	関名(乙)			

(金融機関等コード・4 桁) (金融機関等名) ^(注1) (役職名・代表者)	
	(注6)[円(注7)
(金融機関等コード・4 桁) (金融機関名) ^(注2) (役職名・代表者)	
	(注6) E [](注7)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1)国債系オペの対象先となることを希望する者の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名)を記入して下さい。外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注2)(注1)記載の者が決済を委託する金融機関の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名)を記入して下さい。外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3)(注2)記載の金融機関に属する営業所等のうち、日本銀行本店と当座預金取引を行っている営業所等の名称を記入して下さい。
- (注4)自己口 または預り口 の別を記入して下さい。
- (注5)申出書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の 日付を提出日とみなします。
- (注6)頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注7)代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において 業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの(署名鑑届出者については届出済の署 名)を使用して下さい。

甲の連絡先(優先順位を	付け2名	まで記ん	入して下さい)		
部署・役職	氏	名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mail アドレス
1.					
2.					

乙の連絡先(優先順位を	付け 2 名まで記	人して下さい)		
部署・役職	氏 名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mail アドレス
1.				
2.				

国債系オペにおける臨時決済代行者の定例承認に係る申出書(注1)

	(^{注2)} (以下「甲」とい	<u>います。)</u> は、下表の希望する国債系オペ(国債売	∄買オ
ぺ、目			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			れた場合には、(注3)(以下「乙」と	
			望しておりますが、障害の発生等により乙が委託を である。	
)諸点を確約のうえ、 ^(注 4) (以下「丙	
			 委託する臨時決済代行者とすることを希望します。	
丙7	が甲の国債系	。 系オペにおける臨時決	・ ・ ・済代行者として承認された場合には、同オペに係	える決
-) とし、国債に係る代行決済口座区分は	
としま				
なる	お、丙も上記	己につき、了承してお	ります。	
	希望する国	国債系オペの左欄に	を記入。	
			る国債系オペおよび丙を甲の臨時決済	
	代行者とす	ることを希望する国債	責系オペ	
		国債売買オペ		
		国庫短期証券売買オ	トペ、国債現先オペ 	
		国債売現先(国債補	開完供給)	
(確	約事項)			
•	-	が田の団体をナペル・	ᄿᄔᄀᄧᄜᇄᅌᄵᄯᆇᇈᆝ <i>ᆓ</i> ᇗᇑᆠᄿᇵᆌᄉᇆᅝ	r 🚍
1			おける臨時決済代行者として承認された場合には、	
			および臨時決済代行者の定例承認基準・手続」の	. 2 .
0		と割を遵守させます。 「が「国傷系オペにおけ	4.7 法文化仁老书 6.7 吃吐法文化仁老不宁何之如	= %
2			ナる決済代行者および臨時決済代行者の定例承認基 	-
•			そでに掲げる基準を満たしていることを確認しまし これのには、中国次本比較、その第世界地流数で	-
3			る場合には、自己資本比率、その算出根拠資料そ	この他
	の日本銀行	「か必安C98貝科を	速やかに提出させます。	
平成	年 月	目 (注7)		
			(金融機関等コード・4 桁)	<u>.</u>
			(金融機関等名) ^(注2)	
			(役職名・代表者)	
			(注8)E	门(注9)

- (注1)2先の臨時決済代行者の承認を希望する場合には、それぞれについて申出書を提出して下さい。
- (注2)国債系オペの対象先となることを希望する者の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名)を記入して下さい。外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3)(注2)記載の者が決済を委託する金融機関の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名)を記入して下さい。外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注4)(注3)記載の者が決済を行うことができない場合に、(注2)記載の者が当該決済を一時的に委託する金融機関の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名)を記入して下さい。外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注5)(注4)記載の金融機関に属する営業所等のうち、日本銀行本店と当座預金取引を行っている営業所等の名称を記入して下さい。
- (注6)自己口 または預り口 の別を記入して下さい。
- (注7) 申出書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の 日付を提出日とみなします。
- (注8)頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注9)代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において 業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの(署名鑑届出者については届出済の署 名)を使用して下さい。

甲の連絡先(優先順位を	付け 2 名	まで記ん	入して下さい)		
部署・役職	氏	名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mail アドレス
1.					
2.					

丙の連絡先(1 名記入し	て下さい)			
部署・役職	氏 名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mail アドレス
1.				

金融機関等名(甲)	